

高森町まちづくり基本条例（素案）

条文解説

（前文）

豊かな自然に恵まれ、誇りある歴史のもとに発展してきた高森町は、平和を願い、郷土を愛し、その繁栄のため着実に前進してきました。

そして、この町に住む私たちは、これからも自然と共生し、良き伝統を次代に伝え、誇りを持ちながら、「健康で幸せに暮らし継がれる町」でありたいと願います。

そのためには、年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりがお互いを尊重するとともに、まちづくりの主役として参画し、各々の立場で共に手を携え、協働していくことが大切です。

わたしたち町民は、高森町の未来へ種をまき、まちづくりの基本理念「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」の本旨に基づき、町の最も尊重すべき条例として、ここに高森町まちづくり基本条例を定めます。

【解説】

前文は、高森町まちづくり基本条例の制定の趣旨や目的、基本原則を明確にするために設けるものであり、高森町のまちの姿、将来目指すべきまちづくりの理念や制定に際しての決意等を分かりやすく定めたものです。

一般的に、前文の規定そのものから直接に法的効果を生ずることはありませんが、個別の条文規定の解釈の指針となるものです。

第一段落では、町民憲章の前文を引用し、昭和32年高森山を由来に市田村と山吹村が合併して誕生して以来、今日までの約半世紀を振り返っています。

第二段落では、現在の町民の願いを、半世紀の振り返りから、「自然と共生」「伝統の継承」「誇りをもちながら」の語句を用い、最終的には「健康で幸せに暮らし継がれる町」としています。全ての町民が健康で幸せで暮らせることはもちろん、第一段落で述べている「豊かな自然」「誇りある歴史」「平和」「郷土への愛」が末永く受け継がれていくことも望んでいます。

第三段落では、まちづくりのあるべき姿を訴えています。

町民はまちづくりの主役であるとし、町民が幸せを感じられる町の実現のためには、子どもからお年寄りまで、また、性別や国籍、障がいの有無にかかわらず、全ての町民が平等にまちづくりに参画し、併せて、町民と執行機関の町、議決機関の議会が協働することで、まちづくりの基本理念への達成が導かれるとしています。

第四段落では、まとめとして、まちづくりの基本理念「育ちあい、支えあい、みんなで動かす元気なまち」の本旨に基づき、この「まちづくり基本条例」が、まちづくりにおけ

る自治の基本的かつ最も尊重すべきルールであることを宣言しています。

これにより、この条例において、高森町のまちづくりにおける基本理念や基本原則などを定め、「まちづくりのルール」として、その考え方を明らかにします。

(目的)

第1条 この条例は、町民一人ひとりの意思や行動が繋がり、今まで培ってきた自治の取組を拡充させ、誇りを持って後世に繋げていくまちづくりを目指すため、まちづくりの基本的な事項を定めるとともに、自治の担い手としての町民の権利と役割、並びに町及び議会の責務を明らかにすることを目的とします。

【解説】

前文にもあるとおり、この条例は、自治を推進するための基本的なルールを策定し、「町民が主役」の自立したまちづくりに向けて、町民、町及び議会それぞれの主体が、この条例の趣旨を理解し、尊重しながら、参画し、協働していく姿の実現を目指しています。

ここでは、まちづくりの目指す姿に向けて、条例が規定している内容の概要を示し、目的を、「この条例により、まちづくりを進めるための基本的な事項（基本理念や基本原則等）を定めること。」「まちづくりの主体である町民の役割、町や議会が果たすべき責務等を明らかにすること。」の2点として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 町民 町内に居住又は通勤する個人、町内において事業を行う個人又は法人、町内に不動産を所有する者をいいます。
- (2) 事業者 町民のうち、町内において事業を行う個人又は法人をいいます。
- (3) 町長 執行機関の長及び地方公営企業の管理者とします。
- (4) 町 執行機関、委員会、委員及び附属機関などの町の公的機関とします。
- (5) 議会 高森町議会の議員によって構成される町の基本的な事項の意思を決定する機関をいいます。
- (6) 自治組織 高森町の自治の基盤を成す、常会、地区及び区等を示します。
- (7) コミュニティ組織 町民のうち、公共的な課題の解決に取り組むNPO組織やまちづくり団体をいいます。
- (8) まちづくり 町民及び事業者が主体性を持って町を動かすことに参画し、町民が幸せに暮らし続けられる高森町にしていくための活動及び事業をいいます。

(9) 参画 町が実施するまちづくり事業の企画、実施及び評価において、町民や事業者が自主的に意見を述べ、事業に直接関与することをいいます。

(10) 協働 町民、町及び議会がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、各々の立場で連携、又は協力することをいいます。

【解説】

この条例に使用している用語のうち共通の理解が必要なものについて、その用語の意味をあらかじめ明確にし、解釈上の疑義をなくすために定義しています。

● 第1号

この条例で定義する「町民」は、まちづくりに関与できる者を幅広い見地で捉えています。つまり、地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国籍町民や法人も含む。）にとらわれず、住民票の有無や国籍に関係なく、町内で働く人、学ぶ人、法人、や、高森町に土地を有する者も含め該当としています。

● 第2号

この条例で定義する「事業者」は、「町民」であることが前提となっています。町内に事業用の営業所や事務所などがあるかどうかにかかわらず、町内で事業を営む個人事業主や企業のことをいいます。

● 第3号

「町長」とは、町の代表者で、執行機関の長のことをいいます。

● 第4号

「町」とは、町政を運営する執行機関のことをいいます。4つの行政委員会と1つの委員（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）をいいます。また、それぞれの執行機関の職員も含まれます。

なお、町には「議会」を含みません。

● 第5号

「議会」とは、高森町議会のことをいいます。

● 第6号

「自治組織」とは、常会・区等法人格はありませんが一定のルールにより、地域の互助的組織として結成された団体を指します。

● 第7号

「コミュニティ組織」とは、町民であることが前提となっています。町民のうち、子育てや福祉等の公共的な課題に対し、お手伝いをいただいている NPO 組織やまちづくり団体、町の活性化のために活動をいただいている団体等をいいます。

● 第8号

「まちづくり」とは、町民が幸せに暮らし続けられるための取組全般を表し、ハード面やソフト面、マインド面など全てを含みます。

ただし、町長が行う町政や議会（住民票の交付、保育園の入園手続き、道路の認定、町の条例等の公布などの行政サービスや行政手続きのほか役場の組織や人事など役場の内部に係るもの、また、議会運営や議会活動、町長や議員のマニフェストのような政治的な背景があるもの）とは一定の区別をしています。

● 第9号

「参画」とは、まちづくりに関する町の政策や町民が主催する行事に、町民の意思を的確に反映するため、その企画・立案、実施及び評価（PDCAのサイクル）に至る過程で、町民が責任を持って主体的に意見を述べ、行動又は協力することをいいます。

● 第10号

「協働」とは、よりよいまちを築き上げていくために町民、町及び議会がお互いに尊重し合いながら、対等な関係で、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、各々の立場を理解して、共に力を合わせることをいいます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、まちづくりにおいて最も尊重すべき条例であり、町民、町及び議会は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

2 町及び議会は、町その他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定及び変更、その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければなりません。

【解説】

町には、既に数多くの条例、規則等が制定され、施行されていますが、ここでは、この条例の位置付けを明確にし、他の条例や規則等との関係について定めています。

● 第1項

前記のとおり、この条例は、高森町における自治の基本的なルールを定めるものです。このことから、高森町のまちづくりにおける「最も尊重すべき条例」であることを宣言しています。

つまり、町民、町及び議会は、日本国憲法をはじめ国の様々な法令等を遵守しながら、この条例の趣旨を十分に理解し、そして、最大限に尊重することとしています。

● 第2項

自治の運営に関する町その他の条例、規則等は、この条例の内容と整合を図らなければならないことを定めています。

なお、条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用、更には、振興総合計画や土地利用計画等、まちづくりに関するあらゆる計画の策定、変更等においても、同様にこの条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないことを明らかにしています。

また、既に施行されている条例、規則等にあつては、この条例に適合しているかを検証する必要があり、適合していない場合は、改正する必要があります。

同様に、既に策定されている各種計画についても検証する必要があります。

(まちづくりの基本原則)

第4条 高森町のまちづくりは、町民を主役とする共通の認識のもと、町民一人ひとりが各々の活動を通じてまちづくりに参画し、町及び議会と協働し進めることを原則とします。

2 高森町のまちづくりは、町民、町及び議会がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。

3 高森町のまちづくりは、町及び議会が、町政運営について常に分かりやすく説明することを原則とします。

4 高森町のまちづくりへの参画は、男女の性別や障がいの有無等にかかわらず、等しく実施することを原則とします。

【解説】

ここでは、高森町における自治（まちづくり）を進めるための基本的な原則を定めています。

● 第1項 [町民参加と協働の原則]

まちづくりは、地域の身近な問題や課題をよく知る町民が、それらの問題解決に主体的に取り組む「町民が主役」の自治の実現を目指します。

また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するよう努め、町民、町及び議会がそれぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが大切です。

広く多くの町民がまちづくりに参画するためには、性別、年齢、国籍、身体、思想、信条、宗教、政治などにかかわらず、それぞれのまちづくりに合った町民の参画が必要です。

● 第2項 [情報共有の原則]

町民、町及び議会は、それぞれが情報の発信者であり、受信者でもあります。参画と協働によるまちづくりを推進する上で、必要となる情報はお互いに共有することが重要です。

しかしながら、「町民の知る権利」を尊重する一方で、町民への情報の発信については、膨大な町政情報を精査し、必要な情報を誤解や混乱を与えないよう、正しく提供することが必要です。

また、様々な情報が飛び交う中で、それらの情報に振り回されることがないように、常に正しい内容を把握し、整理しながらまちづくりに反映していく必要があります。

● 第3項 [町及び議会の説明責任の原則]

町及び議会は、町の行う政策・施策について、その過程や結果を広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどで町民に分かりやすく公表し、説明しなければなりません。

また、公表に当たっては、第2項と同様、町民に誤解を与えないよう、また、混乱することがないように正しく発信する必要があります。

● 第4項 [差別のなく参画できる原則]

まちづくりを推進するに当たっては、男女の性別や障がいの有無等による差別があってはなりません。すべての町民が等しく参画できるようにすることが必要です。

(町民の権利)

第5条 町民は、安全かつ安心して幸せに暮らすことができます。

2 町民は、まちづくりの主体であり、公平にまちづくりに参画することができます。

3 高森町の子ども達は、未来の自治の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画することができます。

4 町民は、町及び議会が保有しているまちづくりの情報を知ることができます。

5 高森町に住所を有する町民は、町の行う行政サービスを公平に受けることができます。

【解説】

ここでは、町民の権利について定めています。

● 第1項 [安全安心な暮らしを営む権利]

町民が主体的にまちづくりに参画するためには、安全で安心して生活できることが前提となります。

ここでは、町民が高森町で生活又は活動を行う上で、それぞれの価値観が尊重され、誰もが幸せに生活することができることを定めています。

● 第2項 [まちづくりに公平に参画できる権利]

この条例は、まちづくりに対する町民の参画や協働を自治の基本的なルールとして定めているため、まちづくりに参画する権利は、最も基本的な権利となります。

ただし、これは、参画を強制するものではなく、町民それぞれがまちづくりの主体として、個々の意思によって行われるべきものと位置づけられます。

● 第3項 [子ども達がまちづくりに参画できる権利]

まちづくりに参画する権利は全ての町民が有するものであり、年齢にかかわらず、子どもからお年寄りまで誰もがそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画することがで

きます。

ここでは、町を次代に引き継いでいく観点から、子どものまちづくりへの参画の権利を抜き出して強調しています。ただし、「子ども」についてはあえて定義せず、「未来の自治の担い手」として広く捉えています。

● 第4項 [情報を知る権利]

町民が、まちづくりに積極的に参画し、協働して進めるためには、情報を共有することが必要です。そこで、まちづくりの基本原則に基づき、町民は、町及び議会の保有する情報を知る権利があることを定めています。

● 第5項 [等しく行政サービスを受ける権利]

町民は、法令や条例等に定められた範囲内で自由な生活ができるとともに、行政が提供するサービスを等しく受けることを定めています。

ただし、「高森町に住所を有する町民」としているのは、行政サービスの本旨が地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国籍町民や法人も含む。）とするものが主なため、対象を明確にしています。

(町民の役割)

第6条 町民は、住民自治及びまちづくりの主役であるとともに、まちづくりを担う一員であることを自覚し、これに主体的に参画するよう努めます。

2 町民は、住民自治及びまちづくりにおいて、町民の担う役割又は負担するものがあるときは、これを果たすよう努めます。

3 町民は、誇りを持って高森町の魅力を内外に発信するように努めます。

4 町民は、まちづくりに対し学ぶ機会を大切にするとともに、町民同士の学び合いの機会創出に努めます。

【解説】

町民が担う役割について定めています。これは、法的な「義務」ではなく、町民が主体的に果たす「責任」と「義務」である「責務」と同様の取り扱いですが、町民の自主性等を考慮し、『役割』として定めるものです。

● 第1項 [まちづくりへの主体的な参画]

町民がまちづくりの主体であり、担い手であるという自覚がなければ、自治の推進はあり得ません。このことから、町民には、まちづくりに関心を持ち、それぞれがまちづくりの何に役立つことができるかを考え、自主的に、主体的に参画することが求められます。

「主体的に参画する」とは、町が行うもの、地域が行うもののほか、様々な団体や個人が身近な生活の中でできるものをいいます。例えば、個人であれば、家の前の側溝の清掃や草刈りなど生活に密着したものから、この条例の策定のように町民が行政と協働して行

う取組まで、町民が参画できるもの全てをいいます。

● 第2項 [役割や負担を果たす]

第1項説明のように、町民は、まちづくりにおいて、自身ができる範囲で役割を担い、また、応分の負担を果たすよう努力しなければなりません。

ここでもまちづくりへの「役割」や「負担」を強制するものではなく、町民それぞれが個々の努力によって行われるべきものと位置づけています。

また、日本国憲法や法令等に定められた国民としての義務に、この条例が及ぶことはありません。

● 第3項 [町の魅力を発信する]

高森町は、地域に根差した伝統芸能や美しい自然環境、市田柿を中心とした農産物等、多くの宝（町の資源）を有しています。これからは、こうした高森町の宝物を広くアピールして、多くの人々に知ってもらい理解をいただくことが、町の活性化に繋がります。

町民は高森町の魅力をアピールする伝道師として、町の宝を内外に発信するように努めます。

● 第4項 [学び及び学びあう機会創出の役割]

まちづくりについては、多くの団体等から、様々な情報が提供されており、学習の機会も多々あります。町民は、こうしたまちづくりに対する学びの機会を大切にし、自主的に学習するよう努力するとともに、学習で得た知識等を町民同志で共有し、学び合う機会を創ることに努めます。

(事業者の役割)

第7条 事業者が、高森町で事業を行うにあたっては、この条例の趣旨を尊重するよう努めます。

2 事業者は、自らが地域社会の構成に参画している団体の一員であることを認識し、自治組織やコミュニティ組織と連携し、積極的に町や地域に貢献するとともに、町におけるまちづくりや社会的課題の解決に寄与するよう努めます。

3 事業者が、事業を行うにあたっては、法令、条例等を遵守するとともに、環境に配慮するよう努めます。

4 事業者が、事業を行うにあたっては、雇用において全ての人に均等な機会を確保し、従業員の「仕事と生活の調和」を実現するよう努めます。

【解説】

ここでは事業者が担う役割について定めています。

● 第1項 [条例尊重の役割]

事業者が、高森町で事業を行う際には、この条例の理念と趣旨を尊重する必要があります。

● 第2項 [社会貢献の役割]

事業者も地域社会を構成する一員という自覚を持ち、職種にかかわらず、町に溶け込むよう努力し、当該地域の発展にどのように貢献できるかを考え、まちづくりに積極的に参加することで、様々な社会的課題の解決に努力する必要があります。

● 第3項 [環境配慮への役割]

当町で事業を行うものは、営利又は非営利にかかわらず必要な法令、条例等の規定を遵守し、一方で、地球環境を守り、次世代に引き継ぐための美化や保全にも、配慮する必要があります。

● 第4項 [雇用機会均等への役割]

男女の平等については、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」において規定されており、事業者が事業を行うときには、男女の差別をしてはいけないこととされています。また、障がいの雇用についても「障害者の雇用の促進等に関する法律」により法定雇用率が定められています。

さらに、近年、従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が提唱されており、各事業者が事業活動を遂行する上でその責任を果たすよう努力しなければなりません。現代社会では、それぞれの従業員の家庭生活や地域生活においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択し、実現させることが求められています。

このため、事業者は、まちづくりに寄与し町と共に成長しながら、従業員一人ひとりの幸せのために努力する必要があります。

(町長の責務)

第8条 町長は、この条例の趣旨を最大限に尊重した町政運営を行います。

2 町長は、町民の信託にこたえ町民が望むまちづくりを実現するために、町民の意思を的確に反映させ、目指す高森町の姿を明確にするとともに、町の代表者としてリーダーシップを発揮し、その権限及び責任を自覚し、公正、公平で、誠実に町政運営を行います。

3 町長は、第2項に規定した町政運営を行うにあたり、政策やそれらの意思決定の過程を町民に説明します。

【解説】

ここでは、町長が担う責務について定めています。

● 第1項 [条例を尊重した町政運営の責務]

町長は、高森町のまちづくりにおいて、この条例が最も尊重すべきものであることを認識しながら、町政運営を行うものとします。

● 第2項 [町民の意思を反映し、公正・公平な町政運営の責務]

町長は、町の将来像を描きながら、町民が望むまちづくり（町の将来像）を明確にし、実現するために、様々な政策を立案し実施する必要があります。また、これらの政策を実施し、将来像を実現する過程において、町の職員を始め、多くの人々が関わります。この中で、町を正しい方向へ向かわせるために、町の執行機関の長としてリーダーシップを発揮し、事案に応じた適切な判断、迅速な行動や決断により、町民本位のまちづくりを推進する責任を持ちます。

一方で、町長は与えられている権限や責任を自覚するとともに、全ての町民が望むまちづくりのために、公正かつ公平で誠実な町政運営を行い、法令を遵守しながら、町政運営を行う責任を持ちます。

● 第3項 [町長の説明責任の責務]

町長は、第2項による町政運営を行うにあたり、透明性を確保し、政策やそれらの意思決定の過程を町民に説明する責任があります。

(町職員の責務)

第9条 町職員は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、町民の視点に立ち信頼関係を築きながら、公正かつ誠実に職務を遂行し、相互の信頼関係の構築するよう努めます。

2 町職員は、自ら職務に必要な知識の習得及び能力の向上に努めます。

【解説】

この条例における「町の職員」とは、副町長、教育長その他一般職（臨時職員を含む。）及び各種執行機関の職員をいいます。

ここでは、町職員が担う責務について定めています。

● 第1項 [公正で誠実な職務遂行の責務]

町職員は、高森町のまちづくりにおいて、この条例が最も重視すべきものであることを認識しながら、職務に当たっては、町民の視点に立ち、町民との信頼関係を築きながら、それぞれの職務を遂行します。

● 第2項 [知識の習得及び能力向上の責務]

町職員は、それぞれの職級や職種に必要な知識を積極的に習得し、自らの能力の向上に努めます。

【解説】 議会検討中

議会が担う責務について定めています。

(町民参画及び協働)

第 11 条 町及び議会は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えます。

- 2 町民は、まちづくりの主役として町政に関心を持ち、自らの発言及び行動に責任を持ち、主体的にまちづくりに参画するよう努めます。
- 3 町民、町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いの立場で理解を深め、信頼関係を築きながら、協働してまちづくりを推進します。

【解説】

ここでは、まちづくりの原動力である「参画」と「協働」について定めています。

● 第 1 項 [町民が参画しやすい環境の整備]

町と議会は、第 4 条に規定するまちづくりの基本原則に基づき、町が行う様々な政策に対して、パブリックコメントやワークショップなど多様な手法によって広く町民が参画できる機会を設けるよう努めます。

なお、町の施策といっても、その内容や性質などは様々であるため、その事案に応じて、町民参画の対象としてふさわしいものかどうかを適切に判断するとともに、多様な手法のうちから、適切なものを選択し、対象となる参加者が参画しやすい環境をつくるよう努めます。

また、この環境整備には、町及び議会が、町民や自治組織との連携を支援するための総合的な調整を行うこと、さらに、町民がまちづくりを担う人材としてとらえ、人材育成に努めることも含みます。

● 第 2 項 [町民の主体的な参画]

町民や自治組織、コミュニティ組織は、関係する一人ひとりがまちづくりの主役であるということを念頭に置き、よりよいまちづくりの推進するために、町政運営に関心を持つことが大切です。

そして、町政運営に関心を持ち、知ることで、町の特性や方向性を理解することができるとともに、まちづくりに主体的に参画しやすくなります。

このことは、関係する者が、まちづくりを他人任せにするのではなく、自分自身の問題と捉えて行動することであり、言いつ放しではなく、自らの発言と行動には、その状況に

応じた責任を持つことが条件となります。

● 第3項 [協働のまちづくり]

まちづくりの推進においては、町民、事業者、自治組織、コミュニティ組織、町及び議会は、それぞれの立場は違いますが、第4条の基本原則にも示している通り、まちづくり点では、対等な関係にあります。

したがって、よりよいまちづくりを推進するためには、この条例の趣旨を十分理解し、尊重するとともに、それぞれの立場や役割を相互に尊重し、信頼し合いながら、まちづくりに関する政策を協働で行うことが必要です。

(自治組織への参画及び自治組織の役割)

第12条 高森町に居住する町民は、自治組織が、まちづくりや地域福祉に果たす役割や意義を認め、自治組織への加入に努めます。

2 高森町に居住する町民は、自治組織の活動に積極的に参画し、協働するよう努めます。

3 自治組織は、地域内に居住する町民に対し、活動内容等をわかりやすく説明し、活動への参画を促すよう努めます。

4 自治組織は、地域内に居住する町民の生活に配慮しつつ、活動へ参画しやすい環境を整えます。

5 町民、自治組織、町及び議会は、高森町に居住する町民の自治組織への加入に対し、協働して促進に努めます。

6 町及び議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、これらの活動を積極的に守り育てるよう努めます。

【解説】

ここでは、高森町に居住する町民の自治組織への参画と、自治組織の役割等について定めています。

● 第1項 [町民の自治組織への加入]

高森町では、これまで居住する町民が共に手を取り合い、力を合わせながら自らの地域やそこに住む人々守り、育みながら長い歴史を刻んできました。その基盤は、各地域の自治組織であり、今日のまちづくりへの参画の礎となっています。そこでこの条例において、高森町に居住する町民は、地域の自治組織の役割や、なぜ自治組織が必要なかの意義を認め、自主的な住民自治の基盤たる自治組織への加入に努めるとしてしています。

● 第2項 [町民の自治組織への活動参画と協働]

地域の自治組織は、まちづくりの基礎となる協働による作業やコミュニティ活動等様々な活動をしています。高森町に居住する町民は、地域社会における自らの役割と責任を認識し、自治組織が行う活動に積極的に参加するとともに、協働して自治組織の運営に努め

ます。

● 第3項 [自治組織による活動参画の促進]

高森町の自治組織は、当該地区に居住する町民が自治組織に加入している、加入していないにかかわらず、活動の内容を公平に、分かりやすく広報し、地域住民の参画を促すように努めます。

● 第4項 [自治組織による参画しやすい環境の整備]

少子高齢化が加速する現状において、高森町の自治組織においても、老人世帯や一人暮らし世帯等が増加しており、今後も増え続けると考えられます。地域の役職や協働作業等ほとんどすれば地域住民への負担になることも予測されます。このような状況下において、自治組織は、居住する町民の生活等への配慮しつつ、活動の負担軽減等も考慮しながら、活動へ参画しやすい環境を整備します。

● 第5項 [自治組織への加入促進]

自治組織の歴史や必要性については、第1項の解説で述べたとおりです。また、高森町に居住する自治組織への加入は、この条例の趣旨や目的からも、望ましいことと考えます。

したがって、町民、自治組織、町及び議会は、高森町に居住する町民の自治組織への加入に対し、各々の立場で地域住民に働きかけをし、協働して加入促進に努めます。

● 第6項 [自治組織の育成]

町及び議会は、自治組織の自主的な活動を尊重するとともに、必要性を認識し、今後も発展的に継続していけるよう、必要な支援を行うなど、積極的に守り育てるよう努めます。

(コミュニティ組織における町民の役割)

第13条 町民は、公益的な活動を自発的又は自律的に取り組むコミュニティ組織の意義を認め、自らがコミュニティ組織の重要な担い手であることを自覚し、率先してコミュニティ組織の活動に参画し協力することで、コミュニティ組織の発展に寄与するよう努めます。

2 コミュニティ組織は、活動を通じて町民福祉の向上やコミュニケーションの場の創出に努めるとともに、その活動内容を公にすることで、町民の協働する意識の育て、参画しやすい環境を整えます。

3 町及び議会は、コミュニティ組織の自主性、自立性を尊重し、必要に応じてその活動や育成を支援していきます。

【解説】

ここでは、コミュニティ組織における町民の役割について定めています。

● 第1項 [コミュニティ組織活動への町民参画]

「公益的な活動を自発的又は自律的に取り組むコミュニティ組織」とは、一般的にはNPO（Non Profit Organization）といい、「民間非営利組織」とも呼ばれています。

しかし、ここでは、NPO組織はもちろん、NPO組織のみに限定せず、例えば老人クラブや消防団、育成会、PTA活動等も含め、非営利で社会的使命（ミッション）の実現のために自発的又は自律的に活動をする町民主体の活動団体全般をいいます。

こうしたコミュニティ組織は、それぞれの地域のまちづくりにおいて重要な役割を担っています。

したがって、町民は、コミュニティ組織の意義等を理解し、認めることで、自分自身も各方面で地域や町のコミュニティ活動の担い手となっていることを自覚し、率先して、自らが生活する地域において活動に参画し、協力するように努めます。

● 第2項 [コミュニティ組織による参画しやすい環境整備]

コミュニティ組織は、その活動が町民福祉の向上やコミュニケーションの場となるよう努め、一方で活動内容を広く町民に公開することで、まちづくりに対するコミュニティ組織の活動が、町民の協働により成り立っていることを知ってもらい、より多くの町民が活動に参画しやすい環境を整えます。

● 第3項 [活動の支援]

コミュニティ組織の活動や取組は多種多様であり、その規模も様々ですが、町及び議会は、それらが行う活動の意義を十分理解する必要があります。

そして、必要に応じて、それぞれの団体に合った環境を提供するなど、まちづくりの様々な分野で活発に活動ができるよう支援します。

これは、町や議会が地域のコミュニティ活動や個々の団体活動を尊重することによって、町民がよりよいまちづくりを行う意欲を高めるために重要な事項です。

(情報公開及び個人情報保護)

第14条 町及び議会は、開かれた行政を推進するため、町政の情報を積極的に開示し、町民と情報を共有します。

2 町は、町民の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報や、個人情報の収集、利用、提供等について適切に保護します。

3 町及び議会は、町政運営に関して説明を求められたときは、内容について協議し、誠実な対応に努めます。

【解説】

ここでは、町民の「知る権利」と「知られたくない権利利益の保護」を保障する上で、「情報公開」と「個人情報保護」について定めています。

● 第1項 [町政情報の開示]

町及び議会は「高森町情報公開条例」の規定に基づき、開かれた行政を推進します。また、町民が「参画する権利」を行使する上で必要な町政の情報について、その経過や結果などを積極的に公開して、町民と共有するものとします。

第4条第3項の説明でも触れたように、町民への情報の発信については、膨大な町政情報を精査し、町民に誤解や混乱を与えないよう、正しく提供し共有するとともに、世間で様々な情報が飛び交う中で、それらの情報に振り回されないよう、常に正しい内容を把握し、整理する必要があります。

● 第2項 [個人情報保護]

一方で、個人の権利及び利益については、「高森町個人情報保護条例」の規定に基づき保護されます。

個人情報は、その定義や制度を正しく理解して扱われなければなりません。

● 第3項 [町、議会の説明責任]

町及び議会は、常に町政について分かりやすく説明するよう努力しなければなりません。また、町民から町政の説明についての要請があった場合には、これに誠実に対応することとします。

(町政運営)

第15条 町は、まちづくりにおける町民の参画を推進し、町民、議会と連携しながら協働により、能率的かつ効率的な町政運営に取り組みます。

2 町は、公正公平で透明性の高い町政運営を基本とし、高森町の実情を踏まえた自主的かつ魅力的なまちづくりを推進します。

3 町はこの条例の趣旨にのっとり、将来にわたるまちづくりの展望を基に、総合的かつ計画的なまちづくりを図るための計画（以下「振興総合計画」という。）を策定し、その計画に沿って、新たな課題等にも柔軟に対応しながら、町政運営を行います。

4 町は、振興総合計画による町政運営の成果や達成度について定期的に検証を行い、その結果を町民に対し、わかりやすく公表します。

5 町長は、前項による検証の結果を、施策及び事業に適切に反映させ、それに基づいた予算編成により、健全で持続可能な財政運営を行います。

6 町は、振興総合計画による町政運営を推進するために、それらに見合った行財政改革に努めます。

7 町は、町民や事業者、自治組織及びコミュニティ組織から、町政運営に対し意見、提案及び要望等があったときは、その内容について精査し、誠意をもって実行の可否及び対応の経過を説明します。

【解説】

ここでは、高森町の町政運営について、「参画」と「協働」、また、将来像を描く「振興総合計画」と「健全な財政運営」の視点から定めています。

● 第1項 [町民参画及び協働による町政運営]

町が町政運営を行うときには、第4条に規定するまちづくりの基本原則に基づき実施するとともに、町民、議会と連携を深め、協働によって推進することを定めています。

● 第2項 [公正公平で透明性の高い町政運営]

町政運営を行うに当たっては、公正かつ公平で、透明性を保持することが基本となります。その上で、高森町の実情を十分に把握し、自主的で魅力的な高森町独自のまちづくりを展開し、推進していく必要があります。

● 第3項 [振興総合計画に沿った町政運営]

この条例と振興総合計画の関係性について定めています。

振興総合計画については、平成23年の地方自治法改正により、その策定の有無等は、それぞれの市町村の判断に委ねられることになりました。

そこで、高森町では、この条例の趣旨を踏まえて将来のまちづくりについて展望するために「振興総合計画※」を策定し、その計画に従って町政運営を行うことを定めています。

「総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想」は、旧地方自治法第2条第4項を直接引用しています。

そして、この「振興総合計画」は、社会情勢と住民ニーズ等の新たな課題に柔軟に対応しながら、計画の進捗状況や町の方向性を見極め、検証や見直しが必要になります。

● 第4項 [振興総合計画の成果・達成度の公表]

振興総合計画による町政運営の成果や達成度については、定期的な検証が必要です。積極的に各種施策や事業の効果について検討、評価するとともに、それに基づいて事務事業の見直しや重点化等を行います。また、町民に対しては、その結果をわかりやすく公表するものとします。

● 第5項 [健全な財政運営]

地方自治は、住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に、能率的かつ効率的に処理されなければなりません。町長は予算編成において、単に経費を切り詰める視点だけでなく、第4項による振興総合計画の検証結果により、必要な施策や事務事業に重点的に配分するなど、身の丈に合った町政運営のために必要な財源を適切に反映することで、健全で持続可能な財政運営を進めます。

尚、ここで主語が「町長」となっているのは、地方自治法第211条において予算調製に関する権限が町長とされているためです。

● 第6項 [行財政改革]

様々な社会情勢と住民ニーズ等の新たな課題には、町政運営のみならず、行政施設や組織等の見直しも行わなければなりません。こうした、行財政改革も振興総合計画に適切に

反映させ、積極的な取組みに努めます。

● 第7項 [町政運営への意見、提案、要望等]

町民は、第11条第2項に規定しているように町づくりに対し、各方面から意見を述べることができ、町は意見を述べる環境を整えるとなっています。

町政運営に対しても同様の考え方であり、町は、町民から町政運営に対し、様々な角度から意見、提案、要望を求め、これらの事項があった場合には、その内容について精査し、誠意をもって、その意見が町政運営に反映し実行することが可能か否か、また、すぐに回答の出ない事項については、どのように対応または検討しているかの経過等を説明することとしています。

※「振興総合計画」

市区町村においては、旧地方自治法では、振興総合計画の最上位に位置づけられる「基本構想」の策定が義務づけられていました。しかし、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、この規定が廃止されました。

(広域連携)

第16条 町民は、文化、学術、産業、経済、防災及びスポーツ等に関する取り組みを通じて、町外の人々と交流し、そこで得た知見や経験を町内で共有し、まちづくりに活用するよう努めます。

2 町は、自主性を保持しながらも、地方分権の趣旨を踏まえ、国及び県と対等な立場で連携し、共通した目的の達成や課題の解決に向けて協働することで、町の発展に努めます。

3 町は、飯伊地域が有する様々な特性を最大限に活かすため、周辺の自治体と連携した町政運営を行い、この地域の発展とともに町の発展に努めます。

【解説】

町の範囲を超えて、広域で連携することによりまちづくりを良好に進めることについて定めています。

● 第1項 [町外との交流]

高森町は静岡県御前崎市をはじめ、多くの自治体と友好都市宣言や災害時応援協定を結んでいます。こうした自治体をはじめ、様々な自治体や関係者と文化、学術、産業、経済、防災及びスポーツ等に関する取り組みを通じて交流することで、そこで得た知見や経験を町民で共有し、高森町のまちづくりに活用するよう努めます。

● 第2項 [国や県との連携]

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、自治体の位置づけがそれまでの国の下請機能的なものから、県と市町村は、国と対等な関係に変わりました。これにより、機関委

任事務及びその他従来からの事務区分は廃止され、代わって地方公共団体の事務は法定受託事務と自治事務に再編成されました。そこで、従来国の事務の一部が県や市町村に権限移譲され、国民の生活に関する事務は県や市町村の事務となり、国と地方の役割分担が明確になりました。

しかしながら、災害時などの緊急時や町だけの力では解決できない問題などは、国や県の力が必要な場合も考えられます。その場合は、国や県に必要な要請をし、それぞれが対等な立場で役割を持ち、問題を解決するために連携し、協力し合う必要があります。

● 第3項 [周辺自治体(飯伊地域)との連携]

今後、人口の減少・少子高齢化が進み、情報化・国際化の進展、地域の住民ニーズの多様化などにより、様々な課題や問題が発生することが見込めます。これらにそれぞれの自治体が単独で対応することは制度面や財政面において非常に困難かつ非効率です。

また、農林業、自然環境、歴史、文化などは、飯伊地域全体の魅力を活用して、NPO 組織や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、地域全体で連携、協力することが、必要です。

これまで、飯伊地域における自治体では、消防やごみ処理、医療、福祉等広域連合の枠組みで様々な連携が行われてきましたが、今後は、これらの事業の充実を図るとともに、その他の分野においても更に広域連携の強化を進めていく必要があります。

このように、お互いの風土や文化に対する知識や理解が深いことを活かして、様々な分野で連携し、協力し合うことで、飯伊地域が発展し、このことが高森町の発展にも大きく繋がっていくと考えます。

(検証及び見直し)

第17条 町は、この条例の施行の日から2年以内、その後は5年を超えない期間ごとに、町民の想いやその時点の社会情勢を照らして検証し、その結果に基づき必要に応じこの条例の見直しを行います。

2 町は、前項による検証及び必要な見直しについての、調査、審議及び調整を行うため、「まちづくり検討委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置します。

3 委員会は、第1項に基づく調査、審議を行い、その結果を町に対して報告し、この条例の必要な見直し等のあり方を助言します。

4 町は、前項により委員会の報告及び助言を受けた時には、これを尊重し、委員会の検討結果に基づいて必要な対策を講じます。

【解説】

この条例の検証と見直しについて定めています。

● 第1項 [条例の検証と見直し]

この条例の位置付けが高森町のまちづくりにおける「最も尊重すべき条例」であることから、条例を簡単に改正することはできません。

しかし、町を取り巻く環境は、時代の変化とともに移り変わっていきます。

将来、社会情勢や町あるいは地域の状態が変化し、この条例の内容がその時々状況に合致していなければ、この条例は、存在の意味を持ちません。

したがって、この条例の条文がその時代に適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証する必要があります。そして、場合によっては、条例を改正することが必要となります。

「施行の日から2年以内、その後は5年を超えない期間ごと」としたのは、条例の施行から2年以内において、まずはこの条例が高森町のまちづくりに機能した条例であったかを確認し、その後は一定の期間を超えない範囲で、いつでも見直しが可能であることを規定しています。

これは、社会情勢が急変した場合や、高森町の状況や地域の環境が著しく変化した場合での見直しでは、条例の効力が失われることを懸念したためです。

● 第2項 [検証と見直しのための機関]

町は条例の検証及び必要な見直しについての、調査、審議及び調整を行うため、「まちづくり検討委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置します。

● 第3項 [委員会による助言]

この条例を検証し必要な見直しを行うにあたり、町民、事業者、自治組織、コミュニティ組織、議会、町各々の立場から意見を収集しなければなりません。委員会では、必要な情報収集を行うとともに内容を精査し、社会情勢や高森町の状況に合わせて、この条例が時代にあった町民の想いに対してふさわしいものであるか検証し、これに基づき、必要に応じて条例の見直し等について助言をするとしています。

● 第4項 [助言の取扱い]

町は、委員会から検証結果及び必要な見直しについて助言があった時には、委員会の助言を尊重しながら、条例に対して必要な措置をします。

附 則

この条例は、平成27年 月 日から施行します。